記者発表資料

平成２４年１１月２９日
郡 山 国 道 事 務 所

特殊車両の指導・取締りを実施します

郡山国道事務所では、白河警察署と協力し「特殊車両」の指導・取締りを実施します。

無許可、許可条件違反の特殊車両に起因する事故は、その被害の大きさから社会的にも大きな影響を及ぼすものです。

この指導・取締りは、そのような事故の発生を未然に防ぎ、併せて特殊車両通行許可制度の普及啓発及び違反車両に対して是正指導を行うことを目的として実施するものです。

実施日時　平成２４年１１月３０日（金）１０：３０～１２：００
実施場所　白河車両検測所（国道４号 西白河郡西郷村大字小田倉地内）

実施場所位置図



指導取締りの状況





【記者発表会：郡山記者クラブ、会津若松市記者クラブ】

問 い 合 わ せ 先
国土交通省　東北地方整備局　郡山国道事務所
技術副所長　横山　修司（よこやま　しゅうじ）内線２０５
管理課長　　岩渕　　誠（いわぶち　まこと）内線４３１
郡山市安積町荒井字丈部内２８－１
ＴＥＬ．０２４（９４６）０３３３（代表）

【参考】

道路は、一定の構造基準により作られています。
そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を下記のとおり定めています。
この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。（道路法第47条第1項、車両制限令第3条）

一般的制限値とは？

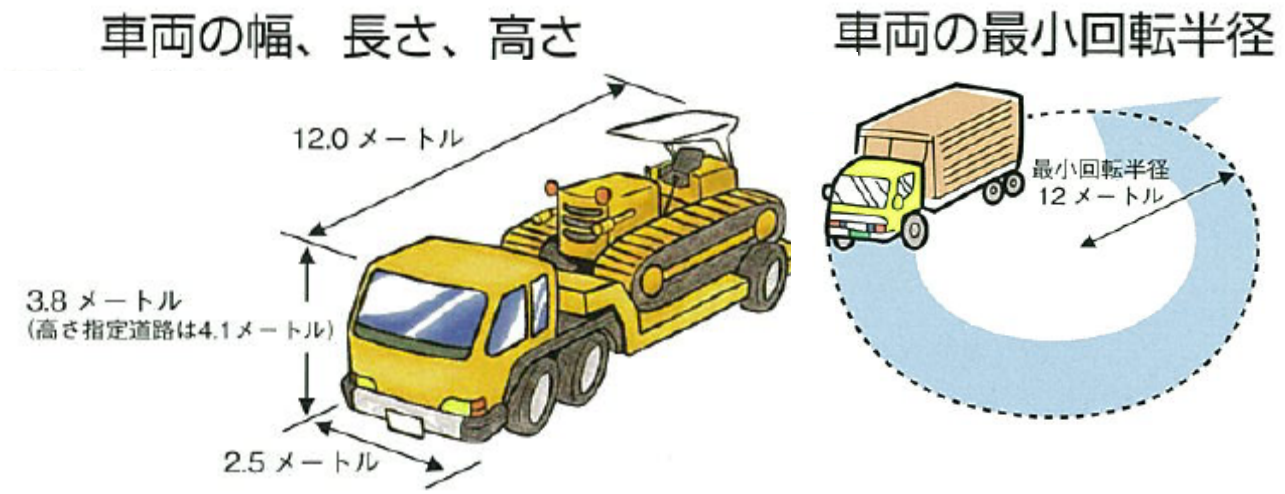

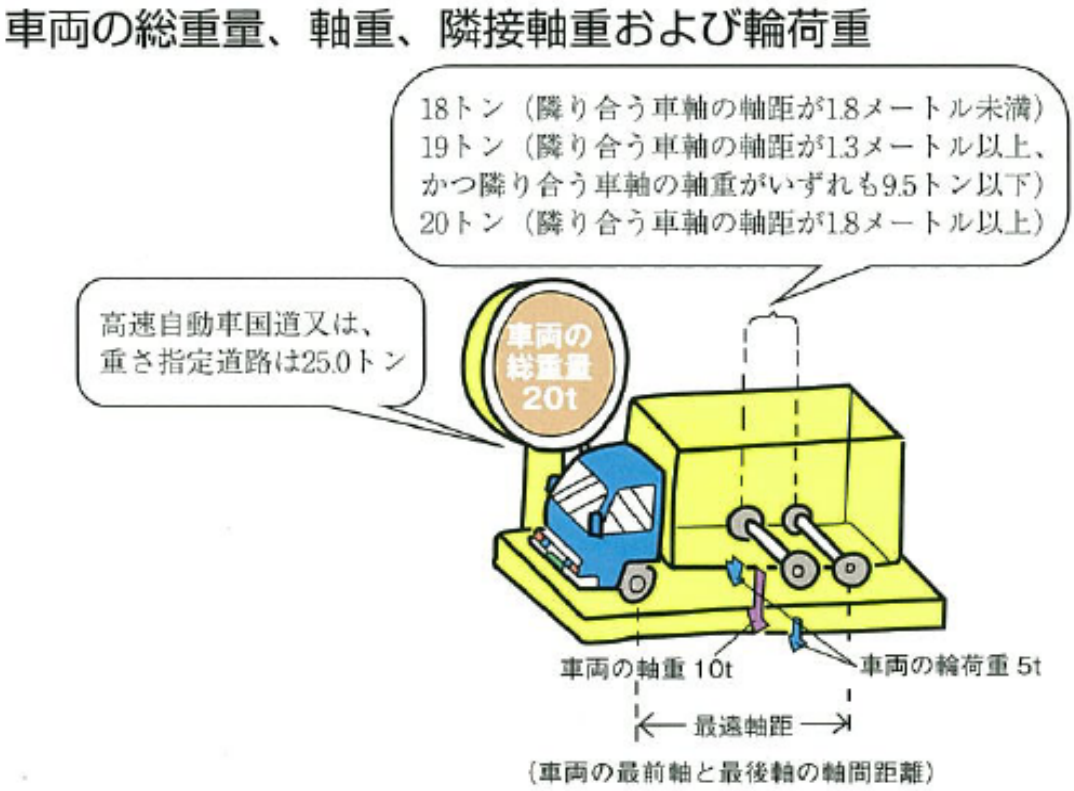

上記のうち、1つでも制限値を超えていれば「特殊車両」となり
通行しようとする道路の道路管理者に申請し、許可を得なければなりません。

特殊車両が道路に及ぼす影響

重量超過車両の通行による、道路への疲労の蓄積は、舗装や構造物に及ぼす影響が大。
大型車両１台が、軸重10トンの基準よりも2トン超過した場合、舗装に対しては約2台分、橋梁に対しては約9台分の疲労が蓄積。



【舗装に与える疲労イメージ】　【橋梁に与える疲労イメージ】

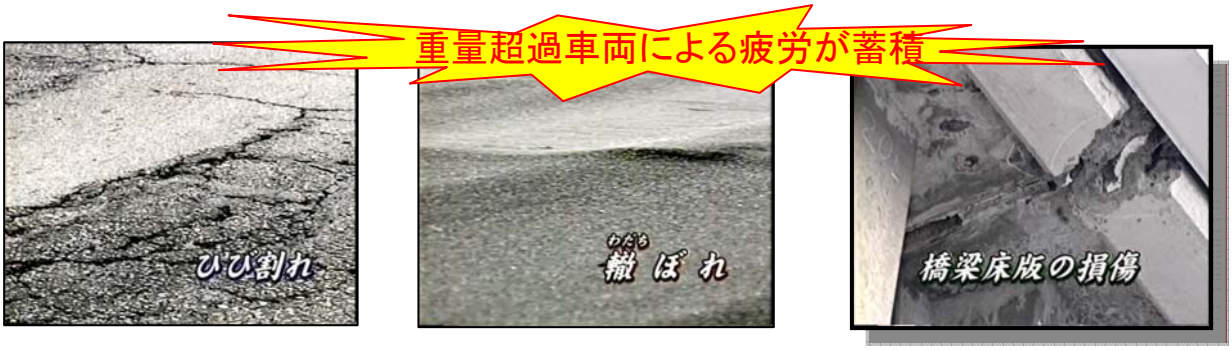

特殊車両の事故による影響

平成24年6月発生。
セミトレーラーが反対車線にはみ出し、歩道橋の階段部分に衝突。
約2時間30分の通行規制。歩道橋階段の損傷。

